

## 第7章 準対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業の実施により準対象事業実施区域及びその周囲の環境に影響を及ぼすおそれがある要因として、工事の実施では、「重機の稼働」、「資材の運搬」、「樹木の伐採・処理」、「土地の造成」、「工作物の建設」及び「廃棄物の発生・処理」が、施設の供用では、「造成地の存在」、「工作物の存在」、「工作物の供用・稼働」、「発生車両の走行」及び「エネルギーの使用」が抽出された。

これらの影響の及ぶおそれのある環境の要素として、「大気質」、「騒音」、「振動」、「水質（地下水の水質を除く）」、「地形・地質」、「陸生動物」、「陸生植物」、「水生生物」、「生態系」、「景観」、「廃棄物等」及び「温室効果ガス等」を選定し、既存資料等の収集・整理の結果等（一部では現地調査の実施）をもとに、各項目についての環境影響を予測した。

その結果、事業による影響を受けるおそれがあると予測された項目については、影響を回避、低減または代償するための環境保全措置を採用することとした。また、事業による影響が小さいと予測された項目のうち、より影響が低減するための環境保全措置の実行が可能なものについては、これを採用することとした。

以上のことから、本事業に係る環境影響の総合的な評価として、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。